

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社に雇用され、タクシー乗務員として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、通勤のため地下鉄C線（以下「C線」という。）に乗車中、同乗していた男性（以下「第二当事者」という。）に怒鳴られ、殴られそうになったため、途中駅のホームに第二当事者と降りたところ、第二当事者に左顔面下部を殴打されたという。

請求人は、同日、D外科に受診し、「頸部挫傷、左顔面打撲」（本件負傷）と診断された。

請求人は、本件負傷は通勤上の事由によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は、本件負傷は通勤上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、本件負傷が通勤上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 通勤途上における災害が、労災保険法第7条第1項第2号に規定する通勤災害と認定されるためには、①災害の発生時において同条第2項及び第3項に規定される通勤を行っていたこと、②災害が通勤に通常伴う危険の具体化したものと経験則上認められること（以下「通勤起因性」という。）が共に認められることが必要である。

本件の場合、通勤途上の電車内において発生した揉み合いの中での一連の暴行行為であることから、以下通勤起因性について検討する。

- (2) 当審査会において関係資料を精査すると、請求人が第二当事者から暴行を受けて負傷した経緯については、次のことが認められる。

ア 請求人と第二当事者の間に面識はなく、請求人は、平成〇年〇月〇日の出勤途中、通常の通勤経路であるC線E駅で偶然に第二当事者と乗り合わせ、同線F駅ホーム上で本件暴力行為が発生したものである。

イ C線車内での経緯について、請求人は、「G駅を通過した辺りで第二当事者から、突然お尻で3回程体を突き飛ばされた。」「(第二当事者から)『お前のカバンが20回以上足に当たって痛いんだよ。謝れ。』と胸倉を掴まれて怒られました。」「第二当事者が拳を振り上げて殴りかかって来て、第二当事者を抑えながら、丁度、F駅に到着するところでしたし、(中略)、私の方から『降りよう』と言い、揉み合いながら下車しました。」等と主張している。一方、第二当事者は、「請求人のカバンが左膝の裏に何回も当たるため、腹が立ちG

駅を過ぎたところで、臀部で請求人の鞆を後ろに押した。すると請求人が『何するんだ。』と言ってきました。」「私は、『足に荷物があたっているんだ。』などと怒鳴りかえし、そのまま、請求人とつかみ合いになりました。」「請求人が、『周りに迷惑がかかるから、次の駅で降りろ。』などと言ってきたので、（中略）、つかみ合いをやめ、次の停車駅で降りることにしました。」等と主張している。

ウ 請求人は、監督署作成の聴取書及び第三者による暴行傷害事故報告書において、第二当事者から「お前の鞆が20回以上足に当たって痛いんだよ。謝れ。」と言われたことに対し、「知らねえよ」と述べた旨申述（自署）しているが、審査官作成の聴取書や本件公開審理において、これを「言ってない」と否定している。しかし、この発言について、当審査会としては、請求人は聴取書等に自署していることから、請求人の弁解を認めることはできず、返答の正確な文言はさておき、請求人は第二当事者の抗議に耳を貸す態度をとらなかったものと認めるのが相当である。

(3) 請求人は、第二当事者から一方的に暴行を受けた旨主張するが、上記のとおり、事実関係に係る双方の主張は多少食い違っている。

そこで、本件の経緯について検討すると、当審査会としては、電車内で鞆が当たっていることのみをもって、突然第二当事者が請求人に対して暴行を加えたものとは常識的に考え難く、鞆が当たったことについて車内で繰り返し謝罪を求める第二当事者に対し、請求人がその言い分を聴く姿勢もなく無視した上で降りるよう求めたことにより、怒りを私怨に発展させた第二当事者が、車内外における一連の暴行行為に及んだものとみるのが合理的であると判断する。

以上のことから、当審査会としても、電車内でのトラブルが私的怨恨に転化し、「けんか」となったとみるのが相当であり、請求人の本件負傷には通勤起因性を認めることはできないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。